

「指定催し」の指定について

第98回飯塚納涼花火大会を「指定催し」に指定しました。

◇指定催しの公示◇

飯塚地区消防組合火災予防条例第41条の2第1項の規定により、次の催しを「指定催し」として指定しましたので、同条第3項の規定により公示します。

催しの開催場所	飯塚市遠賀川中之島
催しの名称	第98回飯塚納涼花火大会
催しの開催期間	令和元年8月1日 木曜日 20時00分から21時00分まで (荒天の場合) 令和元年8月6日 火曜日 令和元年8月8日 木曜日 20時00分から21時00分まで

指定催しとは・・・。

1 指定催しの指定

平成26年6月10日に公布された改正飯塚地区消防組合火災予防条例により、消防長は、祭礼、縁日、花火大会その他多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が定める要件に該当するもので、対象火気器具等の周辺において火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを、「指定催し」として指定します。

2 指定催しの防火管理

「指定催し」の指定を受けた催しを主催する者は、次のことを行わなければなりません。

- (1) 速やかに防火担当者を定めること。
- (2) 火災予防上必要な業務に関する計画書を作成し、当該計画書に基づく業務を行うこと。
- (3) 催しを開催する日の14日前までに当該計画書を催しの開催場所を管轄する消防署長へ提出すること。

●このページに掲載されている情報の発信元

飯塚消防署 消防課予防係

電話番号 0948-22-7602